

広報新宿

http://www.city.shinjuku.lg.jp/

1・15号

令和2年(2020年) 第2307号

毎月5・15・25日発行

発行:新宿区 編集:区政情報課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

☎03-3209-1111

しんじゅくコール

☎03-3209-9999

土・日曜日、夜間もご案内

受付時間:午前8時～午後10時

FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

今号の主な内容

くらし

2・8面

▶住民税 申告が必要な方は3月16日(月)までに申告を

住宅・まちづくり

3・8面

▶台風15号・19号で住宅に被害があった方へ 住宅補修費用の一部を補助しています

福祉

3面

こども・教育

3面

イベント

4・5・8面

施設

6面

▶高齢者いこいの家清風園廃止と跡地活用方針案の説明会

審議会

6面

人材募集

5面

保健・衛生

7面

お知らせ

6・8面

▶杵屋勝国さんを名誉区民として顕彰



自分と大切な人の命を守るために 首都直下地震に備えを



首都圏では直下型の大地震がいつ起きてもおかしくないとされています。
今回は家庭の防災対策に役立つ区の事業や情報収集等についてご案内します。

■ご利用ください 区の事業

住宅用家具転倒防止器具の取り付け

申請書は危機管理課危機管理係・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【対象】区内在住の方

【対象となる家具】タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ(住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付け可能なものに限る)

【費用】器具の購入費用は利用者負担

※天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担です。

※生活保護を受給している世帯の方・災害時要援護者名簿に登録している方は家具転倒防止器具(5点まで)を無料で取り付けます(1回のみ)。

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課危機管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4592・FAX(3209)4069へ。

器具の種類と家具転倒防止効果



防災用品のあっせん

区内在住の方や区内の事業所が対象です。品目・価格等は危機管理課・区立防災センター(市谷仲之町2-42)・特別出張所で配布しているパンフレットや新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・FAX(3209)4069へ。



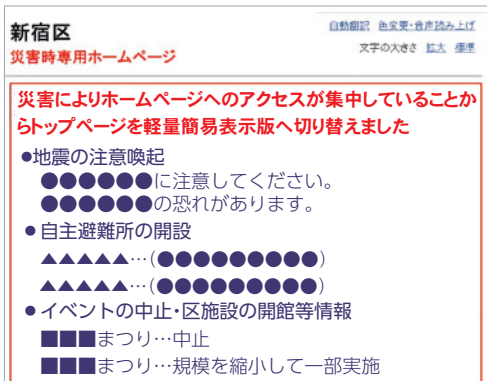
■災害時の情報収集に

災害時に慌てないように、日頃から情報収集の手段を確認しておくことが重要です。
【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874・FAX(3209)4069へ。

区公式ホームページ

災害情報や避難所の開設情報等を提供しているほか、トップページでは現在発表されている区内の緊急・防災情報を表示しています。

▶災害時は、区公式ホームページへのアクセス数が増えることを考慮し、画面が軽量簡易表示版に切り替わります(イメージ)



区公式ツイッター・フェイスブック

避難所開設情報やライフライン情報等を配信します。ツイッター等のSNSに氾濫する情報は、必ずしも正しい情報ばかりではありません。発信元(引用元)を確認し、信頼できる情報かどうか判断しましょう。



区防災行政無線

区立公園・区施設等に設置した屋外拡声子局(防災スピーカー)から、緊急情報や避難勧告などを放送します。また、電話☎(3205)1011で内容を聞くこともできます。

区防災気象情報メールシステム

区内の地域に特化した地震情報や気象情報をメールで受け取ることができます。

登録は☎entry-snjk@bousai-mail.jpに空メールをお送りください



■ペットの避難

【問合せ】衛生課管理係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3148・FAX(3209)1441へ。

●避難所では

避難所の中に、人とは別の場所に動物専用の場所を設置し、飼い主自身が世話をします。負傷した動物は、原則として飼い主が近隣の動物病院等で治療を受けさせることになります。

●日頃からの備え

5日分程度の食料・水のほか、トイレ用品・ケージ・リード・ペットの写真、犬は鑑札と狂犬病予防注射済票、猫は迷子札などを準備しましょう。避難所で受け入れ可能な動物は犬・猫・小鳥等の小動物です。受け入れができない爬虫類や両生類は、受け入れ先を決めておきましょう。

ご利用ください 区の耐震化支援事業

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。



●木造住宅の耐震化支援

対象は、昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した2階建て以下の住宅・店舗等併用住宅(延べ面積の半分を超える面積が住宅用途)です。

■建築士の無料派遣

簡易な耐震診断や耐震化のアドバイスを行います。

耐震改修工事方法等の技術的な相談にも応じます。

★非木造建築物の耐震化への支援も行っています。

■耐震シェルター・ベッドの設置への助成

【助成額】設置費用の9/10(上限あり。シェルターは45万円、ベッドは35万円)

●耐震ベッドを展示します

【日時】1月20日(月)～24日(金)午前9時～午後5時

【会場】区役所本庁舎1階ロビー



●ブロック塀などの除去への助成

【対象】一般の交通のための道に沿って設けられた高さが1.0m以上の安全性が確認できないコンクリートブロック塀・万年塀・大谷石塀など

【助成額】「実際の工事費」または「除去するブロック塀等の面積(㎡)×面積1㎡当たりの単価(※)で算出した額」の低い額(上限40万円)

※ブロック塀・大谷石塀等…12,000円、万年塀…6,000円

★ブロック塀等除去後のフェンス等の新設への助成も行っています。